

## 平成 27 年度国立研究開発法人土木研究所調達等合理化計画

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定)に基づき、国立研究開発法人土木研究所は、事務・事業の特性を踏まえ、PDCAサイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、平成 27 年度国立研究開発法人土木研究所調達等合理化計画を以下のとおり定める。

## 1. 調達の現状と要因の分析

(1) 土木研究所における平成 26 年度の契約状況は、表1のようになっており、契約件数は 455 件、契約金額は 37.0 億円である。また、競争性のある契約は 434 件(95.4%)、36.2 億円(97.8%)、競争性のない契約は 21 件(4.6%)、0.8 億円(2.2%)となっている。

平成 25 年度と比較して、競争性のない契約の割合が件数・金額ともに小さくなっている(件数は 0.2%の減、金額は 0.4%の減)が、主に新規の随意契約案件の減少によるものである。

表1 平成 26 年度の土木研究所の調達全体像 (単位: 件、億円)

	平成 25 年度		平成 26 年度		比較増△減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札等	(95.0%) 479	(97.2%) 32.1	(95.2%) 433	(97.6%) 36.1	(△9.6%) △46	(12.5%) 4.0
企画競争・公募	(0.2%) 1	(0.2%) 0.1	(0.2%) 1	(0.2%) 0.1	(0%) 0	(0%) 0.0
競争性のある契約(小計)	(95.2%) 480	(97.4%) 32.1	(95.4%) 434	(97.8%) 36.2	(△9.6%) △46	(12.8%) 4.1
競争性のない随意契約	(4.8%) 24	(2.6%) 0.9	(4.6%) 21	(2.2%) 0.8	(△12.5%) △3	(△11.1%) △0.1
合計	(100%) 504	(100%) 33.0	(100%) 455	(100%) 37.0	(△9.7%) △49	(12.1%) 4.0

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 比較増△減の( )書きは、平成 26 年度の対 25 年度伸率である。

(2) 土木研究所における平成 26 年度の一者応札・応募の状況は、表2のようになっており、契約件数は 199 件(45.9%)、契約金額は 21.5 億円(59.6%)である。

前年度と比較して、一者応札・応募による契約の割合が件数・金額ともに大きくなっている(件数は 1.7%の増、金額は 8.6%の増)が、主に工事、建設コンサルタント業務における一者応札の増によるものである。

表2 平成 26 年度の土木研究所の二者応札・応募状況

(単位:件、億円)

		平成 25 年度	平成 26 年度	比較増△減
2者以上	件数	268 (55.8%)	235 (54.1%)	△33 (△12.3%)
	金額	15. 8 (49.0%)	14. 6 (40.4%)	△1. 2 (△7.6%)
1者以下	件数	212 (44.2%)	199 (45.9%)	△13 (△6.1%)
	金額	16. 4 (51.0%)	21. 5 (59.6%)	5. 1 (31.1%)
合 計	件数	480 (100%)	434 (100%)	△46 (△9.6%)
	金額	32. 1 (100%)	36. 2 (100%)	4. 1 (12.8%)

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 合計欄は、競争契約(一般競争、指名競争、企画競争、公募)を行った計数である。

(注3) 比較増△減の( )書きは、平成 26 年度の対 25 年度伸率である。

## 2. 重点的に取り組む分野

上記 1 の現状分析等を含め総合的な検討を行った結果、二者応札の改善、調達コストの縮減等について、それぞれの状況に即した調達の改善及び事務処理の効率化に努めることとする。

### (1) 二者応札の改善等に関する取組

建設コンサルタント業務等における二者応札については、これまで参加要件の緩和、周知方法の拡大等の改善策を講じているところである。しかしながら、新規性や特殊性の高い研究に関連する過年度からの継続業務については、事業者が過年度業務の理解や特殊な実験施設の取扱い等、契約段階におけるコストやリスクを避けるため積極的な参入を控えていると思われ、同一事業者による二者応札が継続している事案が多い。平成 27 年度においても従来からの改善策を継続していくが、特に新規発注業務について応札者を増やし実質的な競争性を確保することに重点的に取り組むとともに、業務の品質確保に関する取組を実施する。

また、特殊な実験施設の修理や改修等については、当該施設の開発や製作を行った事業者による二者応札が続いていることから、競争性を確保しつつ、一般競争以外の契約方式についても検討することとする。

[二者応札の改善のための取組を実施する]

- ① 応札者に求める業務実績等について、過度な制限とならないよう一層の緩和を図り、多数の者が参加可能な要件の設定に努める。特に、契約予定金額が500万円を超える案件については、入札契約手続等審査委員会等で参加要件や仕様についてチェックを行うものとする。
- ② 調達情報について、土木研究所ホームページの他、国土交通省等の機関の web サイトへのリンクの掲載やメール配信など幅広く周知を行う。
- ③ 平成 27 年度は土木研究所第3次中期計画の最終年度であることから、例年以上の早期発注に努め、履行期間の平準化、適正化に取り組む。
- ④ 新規発注業務で二者応札となった事案については、仕様書を入力したにもかかわらず応札しなかった事業者はその理由を確認し、可能な改善方を検討する。
- ⑤ 平成 26 年度より委託業務の品質確保のため、総合評価落札方式(標準型)を試行しているが、平成 27 年度から品質を確保しつつ競争参加者・発注者双方の事務負担軽減等を図り、競争参加者を増やすため、ヒアリングを行わず書類審査のみとした総合評価落札方式(簡易型)の試行を開始する。
- ⑥ 特殊な実験施設の修理等、技術的な理由により同一事業者による二者応札が継

続し、改善が見込めない事案の契約は、「参加者の有無を確認する公募手続」による随意契約方式の実施について検討することとする。

- ⑦ 複数年契約は、発注ロットの拡大による応札者の増、品質の向上及び事務の効率化が期待できるため、次期中期計画の開始に合わせ、積極的な活用について検討する。

## (2) 調達経費の縮減等に関する取組

物品及び役務における調達経費の縮減及び事務の効率化に取り組むこととする。平成27年度においては、新たに②～③の取組を実施していくことにより調達経費等の節減を目指す。

[平成26年度の調達に対し経費の縮減及び契約件数の削減を図る]

- ① つくば5機関による共同調達の実施を継続する。
- ② 単価契約について、仕様の見直しや調達対象の拡充を行う。
- ③ MPS(マネージド・プリント・サービス)の導入に向けた検討を行う。

## 3. 調達に関するガバナンスの徹底

### (1) 随意契約に関する内部統制の確立

随意契約を締結することとなる案件については、事前に入札契約手続等審査委員会等に諮り、国立研究開発法人土木研究所会計規程(平成18年4月1日規程第16号)における「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続の実施の可否の観点から点検を受けることとする。

[すべての特命随意契約を点検対象とする]

### (2) 不祥事の発生防止のための取組

コンプライアンス携帯カードの配付、コンプライアンス講習会の開催

全役職員にコンプライアンス携帯カードの配付を行う。また、発注者綱紀保持を含むコンプライアンス講習会において、他法人で発生した不祥事の事例を紹介するなど、不祥事の発生防止に取り組む。

[全役職員にコンプライアンス携帯カード配付。コンプライアンス講習会を2回以上開催]

## 4. 自己評価の実施

調達等合理化計画の自己評価については、各事業年度に係る業務の実績等に関する評価の一環として、年度終了後に実施し、自己評価結果を主務大臣に報告し、主務大臣の評価を受ける。主務大臣による評価結果を踏まえ、その後の調達等合理化計画の改定・策定等に反映させるものとする。

## 5. 推進体制

### (1) 推進体制

本計画に定める各事項を着実に実施するため、理事長を総括責任者とする調達等合理化検討会(以下「検討会」という。)を設置する。

総括責任者	理事長
副総括責任者	理事(つくば、寒地)
メンバー	審議役、監査役、研究調整監(つくば、寒地)、地質監、総務部長、企画部長、管理部長

検討会は、発注関係部局と連携の下、調達等合理化計画の策定及び進捗把握・管理を行うとともに、年度終了後に本計画の実施状況等について、4.の自己評価を行う。なお、実施状況の把握等を通じて、必要な場合には調達等合理化計画の改定を行うものとする。

(2) 契約監視委員会の活用

監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会は、当計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、これに関連して、理事長が定める基準(随意契約、新規発注案件における一者応札・応募案件など)に該当する個々の契約案件の事後点検を行い、その審議概要を公表する。

6. その他

調達等合理化計画及び自己評価結果等については、土木研究所のホームページにて公表するものとする。

なお、計画の進捗状況を踏まえ、新たな取組の追加等があった場合には、調達等合理化計画の改定を行うものとする。